

定例監査結果報告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

水道局

3 監査の期間

平成28年4月6日から平成28年7月12日まで

4 監査の範囲及び方法

平成27年度に執行された事務事業のほか、平成27年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、主として使用料等の徴収事務、契約事務等について、抽出により、その諸帳簿、関係資料の調査を行うとともに、担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

(改善を要する事例)

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される契約について

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結に当り随意契約の相手方を決定した時は、政令第11条及び水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、市公報により契約の相手方に係る公示をしなければならない。

ところが、企画財務課は、配水管理課から契約締結を依頼された施設管理システムデータ等更新業務委託について、当該契約が特定調達契約に該当する案件であるにも関わらず、契約締結後に契約の相手方に係る公示を行っていなかった。

契約事務については、関係法令を十分確認のうえ、法令等に則り適正に事務処理をする必要がある。